

「大阪府温暖化の防止等に関する条例等の一部改正(案)」の概要

1. 改正の背景

政府は、平成 27 年に採択されたパリ協定等を踏まえ、平成 28 年 5 月に温室効果ガスの排出量を平成 42 年度に平成 25 年度比▲26.0%(平成 17 年度比▲25.4%)の水準とする地球温暖化対策計画を策定し、ビルや住宅などの建築物におけるエネルギー消費に関わる「業務その他部門」と「家庭部門」の温室効果ガス排出削減の目安を、平成 42 年度にそれぞれ平成 25 年度比約 40% (平成 17 年度比約 30%) とする高い目標を掲げた。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (平成 27 年法律第 53 号) (以下「建築物省エネ法」という。)により、平成 29 年度から 2,000 m² 以上の非住宅を新築、増築又は改築をする場合、エネルギー消費量の基準*への適合を義務化する (規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、平成 32 年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化する予定。)

これを受け、大阪府では、「建築物の環境配慮のあり方について」諮問した大阪府環境審議会からの答申を踏まえ大阪府温暖化防止条例及び同条例施行規則の改正を行う。

※エネルギー消費量の基準：建築物の備えるべきエネルギー消費性能の確保のために必要な建築物の構造及び設備に関する基準

2. 改正(案)の概要

(1) 非住宅の外皮性能基準適合義務化対象の拡大

外皮性能*の向上は長期的なランニングコストの削減や温室効果ガスの排出抑制に加え、執務環境の向上に寄与し、災害時にも暖房時の室温低下の抑制など室内環境維持への効果を期待できる。

また、建築物の外皮性能の向上は新築、増築又は改築する際には比較的対応が容易であるが、建築後の対応は困難である。

よって、これまで床面積の合計が一定規模 (10,000 m²) 以上の非住宅に省エネルギー基準を適合義務化としていたところであるが、以下の対象と基準に改正を行う。

※外皮性能：建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する性能

対象：床面積の合計が一定規模 (2,000 m²) 以上の建築物を新築、増築又は改築する非住宅の部分

基準：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令 (平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号) 第 8 条第 1 号イの基準

(大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の改正)

改正前	改正後
床面積の合計が <u>10,000 m²以上</u> の非住宅を新築、増築又は改築する際に <u>省エネルギー基準</u> への適合を義務化	床面積の合計が <u>2,000 m²以上</u> の非住宅を新築、増築又は改築する際に <u>外皮性能基準</u> への適合を義務化

(2) 非住宅のエネルギー消費量の基準適合義務化対象の拡大

これまで床面積の合計が一定規模 (10,000 m²) 以上の非住宅に省エネルギー基準を適合義務化としていたところであるが、以下の対象と基準に改正を行う。

対象：建築物省エネ法附則第 3 条第 1 項の特定増改築の規模が一定規模 (2,000 m²) 以上の、増築若しくは改築をする非住宅の部分若しくは増築若しくは改築をする部分又は当該増築若しくは改築をする部分以外の部分を含む非住宅の部分若しくは建築物全体

基準：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 3 号イ若しくはロ (1) の基準

(大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の改正)

改正前	改正後
床面積の合計が <u>10,000 m²以上</u> の非住宅を新築、増築又は改築する際に <u>省エネルギー基準</u> への適合を義務化	建築物省エネ法附則第3条第1項の特定増改築の規模が <u>2,000 m²以上</u> の非住宅に <u>エネルギー消費量の基準</u> への適合を義務化

(3) 一定規模の住宅の省エネルギー基準適合義務化

住宅の断熱化による外皮性能の向上は、非住宅での効果に加え、長く快適に住むことができ、暖かい住まいがヒートショックの予防にも繋がる。

よって、環境への負荷が大きいと考えられる以下の対象に基準を適用するよう改正を行う。

【外皮性能の基準】

対象：床面積の合計が 10,000 m²以上かつ建築物の高さが 60m超の住宅を新築、増築又は改築する住宅の部分

基準：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イの基準

【エネルギー消費量の基準】

対象：床面積の合計が 10,000 m²以上かつ建築物の高さが 60m超の住宅を新築、増築又は改築する住宅の部分若しくは新築、増築若しくは改築をする部分又は当該増築若しくは改築をする部分以外の部分を含む住宅の部分若しくは建築物全体

基準：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ又は第3号イ若しくはロ(1)の基準

(大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の改正)

改正前	改正後
	(新規追加) 床面積の合計が 10,000 m ² 以上かつ建築物の高さが 60m超の住宅を新築、増築又は改築する際に省エネルギー基準への適合を義務化

(4) 工事現場への建築物環境性能表示の表示義務化

環境に配慮した建築物の普及には、建築物環境性能表示が目目に見える機会を増大させることにより、建築主の意識を高めることが重要である。

これまでは、販売又は賃貸にかかる一定条件の広告を行う際に、建築物環境性能表示を義務化しているものの、府民が建築物環境性能表示を見る機会は少ない。

よって、以下の対象に工事現場への建築物環境性能表示の表示を義務化するよう改正を行う。

対象：特定建築主（特定建築物（床面積の合計が 2,000 m²以上の建築物）を新築、増築又は改築しようとする建築主）

(大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正)

改正前	改正後
販売又は賃貸の広告を行う際に建築物環境性能表示の表示を義務化	販売又は賃貸の広告を行う際に <u>加え、工事現場への建築物環境性能表示の表示を義務化</u>

建築物環境性能表示



(5) 建築物の所有者等による広告の際の建築物環境性能表示の表示及び届出の義務化

特定建築物の工事の完成後、当該建築物が譲り渡された場合にその所有者（所有者と管理者が異なる場合は管理者）による広告の際の建築物環境性能表示の表示及び届出を義務化するよう改正を行う。

(6) 適用除外（建築物省エネ法第 18 条に該当するもの）

- ・法令若しくは条例の定める現状変更の規制及び保存のための措置がとられていることにより建築物エネルギー消費性能基準に適合させることが困難なものとして政令で定める建築物又は仮設の建築物であって政令で定めるもの（重要文化財等）
- ・居室を有しないこと又は高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして政令で定める用途に供する建築物（駐車場等）
(大阪府温暖化の防止等に関する条例の改正)

改正前	改正後
	(新規追加) 重要文化財等の政令で定める建築物を第 3 章の適用から除外 駐車場等の政令で定める建築物をエネルギー消費量の基準への適合義務から除外

(7) その他

本内容については、大阪府及び大阪市が協調して進めており、大阪市についても大阪府と同様の改正が行われる予定。

3. 施行期日

- ・ 2. の(1)から(4)までは、平成 30 年 4 月 1 日（予定）
- ・ 2. の(5)及び(6)は、平成 29 年 4 月 1 日（予定）